

議案第 75 号

竹田市との事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日限りで竹田市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

理 由

竹田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止するため提出する。

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、竹田市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託を令和 8 年 3 月 31 日限りで廃止したいので協議する。

記

竹田市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
規約を廃止する規約

竹田市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成 22 年 7 月 1 日施行）を、廃止する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。